

令和7管理年度以降の配分に係る 考慮すべき事項について

項目①: 配分基礎

項目②: 都道府県配分の基準

項目③: 国の留保

項目④: 遊漁への対応

項目⑤: 未利用分の繰越ルール

項目⑥: 留保の配分において配慮すべき事項

項目⑦: 小型魚→大型魚の枠の振替

項目⑧: その他

項目① 配分基礎(大臣管理区分と都道府県(沿岸漁業)への配分の考え方)

【現行(小型魚)】

WCPFCで合意された基準年(2002-04年)の平均漁獲実績の2分の1の数量を基本として、以下の処理を行ったものを令和6管理年度の基礎配分としている。

1 大中型まき網漁業

(1) 上乗せなし

(2) ①他の区分に配分する原資となった数量、②留保へ拠出した数量、③大型魚へ振替えた数量の合計を削減

2 かじき等流し網漁業

(1) ①大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、②留保から配分された数量の合計を上乗せ

(2) 削減なし

3 かつお・まぐろ漁業

(1) ①大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、②留保から配分された数量の合計を上乗せ

(2) 大型魚へ振替えた数量を削減

3 沿岸漁業

(1) ①大中型まき網漁業から得た数量を原資として配分された数量、②留保から配分された数量、③WCPFCの決定(大型魚15%増枠)を受けた配分の合計を上乗せ

(2) 削減なし。

項目① 配分基礎(大臣管理区分と都道府県(沿岸漁業)への配分の考え方)

【現行(大型魚)】

2015-16年の平均漁獲実績の数量を基本として、以下の処理を行ったものを令和6管理年度の基礎配分としている。

- 1 大中型まき網漁業
 - (1)①小型魚からの振替数量、②WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ
 - (2)留保へ拠出した数量を削減
- 2 かじき等流し網漁業
 - (1)①留保から配分された数量、②WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ
 - (2)削減なし
- 3 かつお・まぐろ漁業
 - (1)①小型魚からの振替数量、②留保から配分された数量、③WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ
 - (2)削減なし
- 3 沿岸漁業
 - (1)①留保から配分された数量、②WCPFCの決定※を受けた配分の合計を上乗せ。
 - (2)削減なし。

※ ①大型魚15%増枠(2021年)、②振替倍率1.47が適用される小型魚→大型魚の枠の振替の導入(2021年)、③振替倍率が適用される小型魚枠の上限引き上げ(2023年;日本は10%から30%)

2

項目① 配分基礎(大臣管理区分と都道府県(沿岸漁業)への配分の考え方)

<論点>

- 令和6管理年度の基礎配分のシェアを継続するか。(⇒試算①)
- 近年の平均漁獲実績のシェアとするか。(⇒試算②)
- 上記のいずれかを基本としつつ、枠管理の負担の大きい漁業等に対してどのように配慮するか。

<留意点>

- 近年の漁獲実績は、数量規制下での数字である。一方、近年の漁獲実績は、小型魚から大型魚への枠の振替実績も含まれており、①操業実態が一定程度反映されている、②「配分の考え方」で示された沿岸漁業等への配慮等が反映されていると考えることも可能。
- 近年の平均漁獲実績のシェアとする場合、①何年から何年を「近年」とするのか、②「近年」は次の見直しまで固定するのか、又は定期的にスライドさせるのか、を検討し取りまとめる必要がある。
なお、他のTAC資源は、利用可能な直近3年間の平均漁獲実績を三年間固定する方式を基本的に採用。
- 「配分の考え方」には、増枠時の対応として、以下の記載がある(7. の(3))。
「具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきである。」
- 魚価や経済効果、新規就業者を配分において配慮すべきとの意見がある。
なお、「配分の考え方」には、地域経済への影響について、以下の記載がある(3. のIの(3))。
「参考人からの聞き取りにより、くろまぐろを水揚げする国内の様々な地域において、漁業のほか、流通や観光等の関連産業など間接的な波及効果も含め、地域経済へ影響がある。しかしながら、地域での経済効果や波及効果を一律に数値化することは困難であり、配分の根拠としては直接的な効果を及ぼす論点に絞らざるを得ない。」

3

＜参考＞令和6管理年度の基礎配分のシェアを継続して用いた場合の配分(試算①)と、直近3か年(2021-23年)の平均漁獲実績※のシェアを用いた場合の配分(試算②)

【小型魚】

※他のTAC資源で基本的に用いられている「近年の平均漁獲実績」を使用。

■小型魚10%増枠の配分試算(4,007*1.1=4,407トン)

	現行		試算①	試算②	
	令和6管理年度の基礎配分	(参考)全体を4,007トンとした場合の増加率を各項目に適用した配分		直近3か年(2021-2023年)の平均漁獲実績のシェアを用いた配分	(参考)2021-2023年の平均漁獲実績
小型魚					
大中型まき網漁業	1,200.0	1352.7	1,487.8	1,139.4	909.6
かじき等流し網漁業等	44.0	49.6	54.6	47.4	37.9
かつお・まぐろ漁業	25.0	28.2	31.0	48.9	39.1
都道府県(沿岸漁業)	2,196.9	2476.5	2,723.7	3,061.3	2,443.9
留保	99.1	100.0	110.0	110.0	
全体	3,565.0	4,007.0	4,407.0	4,407.0	3,430.4

＜参考＞令和6管理年度の基礎配分のシェアを継続して用いた場合の配分(試算①)と、直近3か年(2021-23年)の平均漁獲実績※のシェアを用いた場合の配分(試算②)

【大型魚】

※他のTAC資源で基本的に用いられている「近年の平均漁獲実績」を使用。

■大型魚50%増枠の配分試算(5,614*1.5=8,421トン)

	現行		試算①	試算②	
	令和6管理年度の基礎配分	(参考)全体を5,614トンとした場合の増加率を各項目に適用した配分		直近3か年(2021-2023年)の平均漁獲実績のシェアを用いた配分	(参考)2021-2023年の平均漁獲実績
大型魚					
大中型まき網漁業	3,641.0	3,257.6	4,886.5	4,907.2	3,561.7
かじき等流し網漁業等	21.6	19.3	29.0	23.5	17.0
かつお・まぐろ漁業	754.3	674.9	1,012.3	928.7	674.1
都道府県	1,746.0	1,562.2	2,343.2	2,411.6	1,750.4
留保	100.8	100.0	150.0	150.0	
全体	6,263.7	5,614.0	8,421.0	8,421.0	6,003.2

項目② 都道府県配分の基準

【現行】

小型魚は自主管理開始以前の2010-12年の平均漁獲実績のシェア、大型魚は数量管理開始以前の直近3か年である2015-17年度の平均漁獲実績のシェアを基本として配分し、配分量が少ない都道府県に対しては以下の配慮を行っている。

- ① 数量がゼロになる都道府県に対しては、一定の数量(小型魚0.1トン、大型魚1トン)を上乗せ配分する。
- ② 大型魚について、数量が少ない都道府県に対しては、一定の数量を上乗せ配分する。

<論点>

- 現行のシェアを継続するか。
- 近年の漁獲実績(利用可能な直近3か年の平均、管理開始後(2015年以降)の最大値等)のシェアとするか。
- 資源増に伴い混獲が増えている状況下で、配分量の少ない都道府県への配慮をどうするか。

<留意点>

- ・全国的に消化率が高いため、近年の漁獲実績を基礎としても都道府県間のシェアが大きく変わるものではない。
- ・小型魚について、自主管理時代(2016年及び2017年)の超過分の差し引きを行っていた都道府県及び現在も行っている都道府県については、近年の漁獲実績に影響が出ている。
- ・大型魚について、過去の最大漁獲実績に応じた配分を求める意見がある。

6

項目③ 国の留保

【現行】

- 小型魚、大型魚とも、100トン程度を日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠としている。
- このほか、
 - ① 前管理年度の未利用分について、国全体で繰越す数量(17%が上限)と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量(10%が上限)の合計との差分、
 - ② 同一の大臣許可漁業又は都道府県内での小型魚→大型魚の枠の振替の一部が国の留保に繰り入れられ、都道府県に追加配分されている。

<論点>

- 小型魚、大型魚ともに日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠の数量を見直すか(項目④にも関係)。
- 国の留保に繰り入れるルールは現行どおりとするか(項目⑤、⑥、⑦にも関係)。

<留意点>

- ・漁獲管理が定着し、超過リスクが減少してきたことから、超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠の数量は100トンより減らしてもよいのではないかと意見がある。
- ・大型魚は小型魚より超過リスクへの備えのための数量は少ない状況。(大型魚100トンは、超過リスクへの備え50トン、遊漁40トン、調査研究その他10トン、小型魚100トンは全て超過リスクへの備え)。
- ・教育機関の操業実習や調査研究による採捕も大型魚当初留保枠の内数(10トン)で対応しており、採捕量は必要最低限とし、混獲回避及び実習又は調査研究の自粛を依頼している状況。

7

項目③ 国の留保

<留意点(続き)>

- 国の留保に繰り入れられた数量は、以下の形で都道府県に追加配分されている。
 - ① 管理年度開始後速やかに都道府県に配分する数量(配分数量がゼロの都道府県をのぞく)
 - ② 管理年度中の枠の融通を促進することを目的として、未利用分を譲渡した都道府県に配分する数量
 - ③ 国全体の枠の有効利用を目的として、消化率80パーセント以上の都道府県に均等配分する数量
- 都道府県への追加配分のための原資が年々減少しているので対応が必要との意見がある(参考)。

■国の留保のうち都道府県への追加配分に使用できる数量の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小型魚	458.0	491.2	432.1	398.8
大型魚	624.3	318.3	130.4	321.3*

※ 前年度末の小型から大型への留保振替100トン、大臣管理区分の小型魚から大型魚への枠の振替の一部86.9トンが含まれる。**これを除いた数量は134.4トン**

8

項目④ 遊漁への対応

【現行】

小型魚は採捕禁止、大型魚は日本の漁獲枠の超過リスク等に対応するために管理年度末まで国が保持する留保枠100トン程度の内数(40トン)で対応している。

<論点>

- 遊漁へ対応する数量を見直す必要があるか。
- 漁業と同様の管理区分を設ける必要があるか。

<留意点>

- クロマグロ遊漁に関する広域漁業調整委員会指示により、3日以内の採捕報告を義務化するとともに、時期別に採捕数量を定め、採捕数量の上限に達する場合は採捕を禁止。委員会指示に違反した場合は同指示に従うべき旨の農林水産大臣による命令(行政処分)を发出。
- 時期別の採捕数量は数日で満了となる状況。クロマグロ遊漁による経済効果を考慮し、遊漁へ十分な数量を配分すべき、採捕禁止期間中のキャッチアンドリリースでの遊漁を認めるべき、との意見がある。
- 現在の「配分の考え方」は、国の留保について、「大型魚については遊漁による採捕量を一定程度考慮する必要がある状況」に鑑み大型魚は100トン程度を保持するものとする」と記載。
- クロマグロ遊漁の全体像(人数、隻数等)の把握、採捕報告の正確性の確保や虚偽報告等の防止が課題。
- 今後、各課題に対応しつつ、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、届出制の導入等クロマグロ遊漁管理の高度化を推進し、本格的なTACによる数量管理への移行等を推進。

9

項目⑤ 未利用分の繰越しルール

【現行】

- 各大臣管理区分・各都道府県の繰越率は10%を上限とする。
- 前管理年度の未利用分について、日本全体の漁獲枠の繰越量(繰越上限17%)と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量の合計との差分は国の留保に繰り入れる。

<論点>

○各大臣管理区分・各都道府県の繰越上限は現行どおり(10%)とするか。

<留意点>

- ・ WCPFC北小委員会は、当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰越することができる規定の一般ルール化(年限なく適用)を勧告。
- ・ 繰越上限を10%から引き上げる場合、各区分の管理の柔軟性が上がる一方、国の留保に繰り入れられる数量は減少する可能性が高い。

10

項目⑥ 留保の配分において配慮すべき事項

【現行】

- 沿岸漁業、漁法の特徴に起因する事項(混獲回避等)、資源評価に用いるデータの収集を留保の配分において配慮すべき事項としている。
- 未利用分の繰越しに係る留保を配分する際は、漁法の特徴に起因する事項(混獲回避等)への配慮及び資源評価に用いるデータ収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先する必要がある。

<論点>

○現行のルールは引き続き必要か。

<留意点>

- ・ 資源評価に必要なデータ収集への配慮など、使っていない記載は削除すべきとの意見がある。

11

項目⑦ 小型魚→大型魚の枠の振替

【現行】

- 枠の振替に適用される係数1.47倍のメリットを享受するため、国全体で振替量400トン以上を目指すこととし、実際に400トン以上を振替えている。
- 加えて、令和6管理年度は、適用上限の引き上げ(10%→30%)を受け、同一の大臣許可漁業または都道府県内での枠の振替を要望調査を踏まえて行った。
その際、大臣許可漁業の振替に適用する倍率は1.2、都道府県の振替に適用する倍率は1.4とし、1.47との差分は一旦国の留保に繰り入れ都道府県に追加配分した。

<論点>

- 大型魚50%増枠となる中で日本全体の振替量の目標(400トン以上)は引き続き必要か。
- 「同一の大臣許可漁業又は都道府県内での枠の振替」は現行の扱いを継続するか。

<留意点>

- WCPFC北小委員会は、適用上限(日本は漁獲上限の30%)を撤廃し、ルールの恒久化を勧告。
- WCPFC北小委員会の勧告は大型魚50%増枠に対して小型魚は10%増枠にとどまることから、枠の振替は行わず、小型魚を対象とする漁業者のために使った方が良いとの意見がある。
- 「同一の都道府県内での枠の振替」は、小型魚の枠を持つ都道府県だけが得をしているという意見がある。
- 「同一の大臣許可漁業又は都道府県内での枠の振替」をいつでも簡便にできるようにしてほしいとの意見がある。他方、これを認めると、管理年度中の大型魚と小型魚の枠の交換が行われなくなり、限られた小型魚の枠が国全体で見ると有効に使われなくなるおそれがある。
- 今後も大型魚に比べて小型魚の増枠の可能性が低いことを踏まえ、小型魚から大型魚へシフトしたい都道府県や漁業者を後押しして欲しいとの意見がある。

12

項目⑧ その他

<論点> その他「配分の考え方」に記載すべき事項や修正すべき事項があるか

13